

保険契約優先払い追加条項(全国石油業共済協同組合連合会用)

第1条（他の保険契約との関係）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、別表記載の他の保険契約等がある場合は、その保険契約に対して、この保険契約を優先して適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

<別表>

制度名称
SS 総合共済 損保ジャパン上乗せ総合賠償（11月15日から1年間）